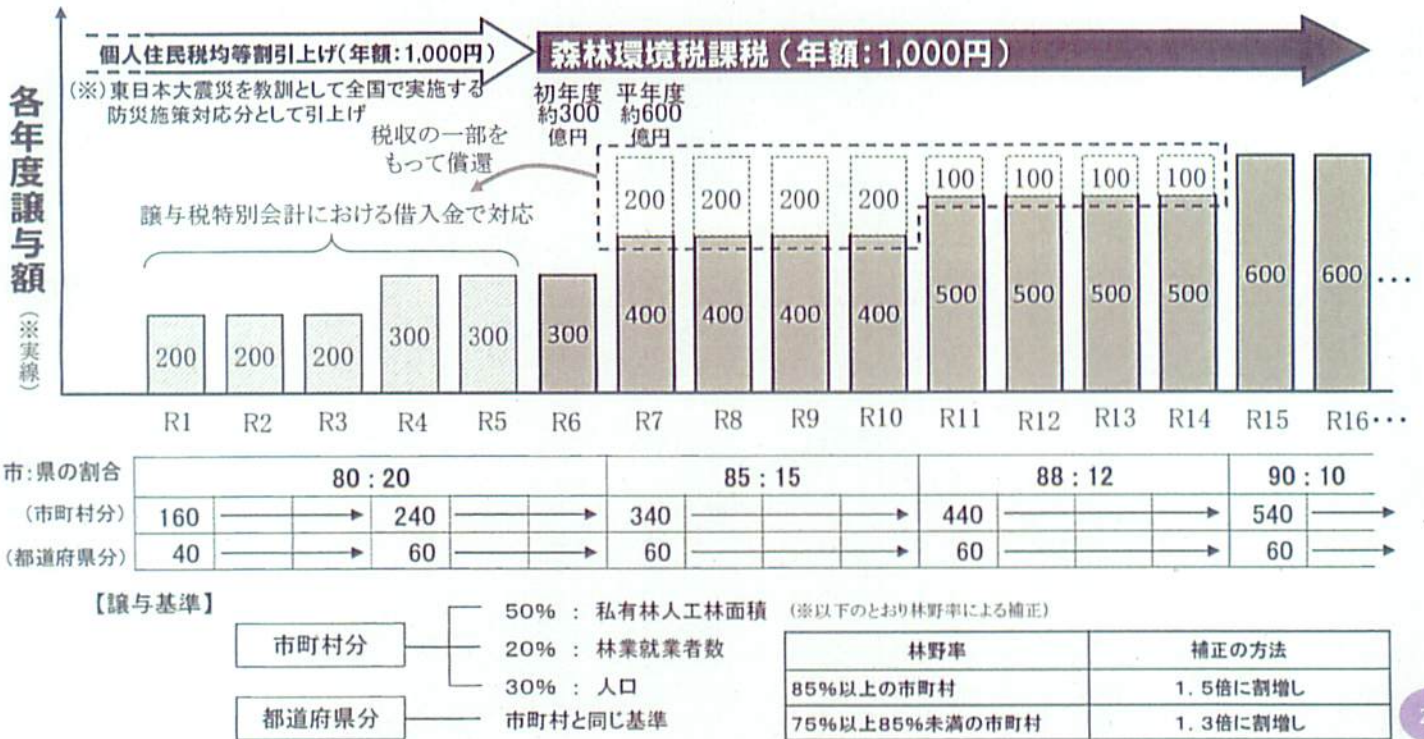


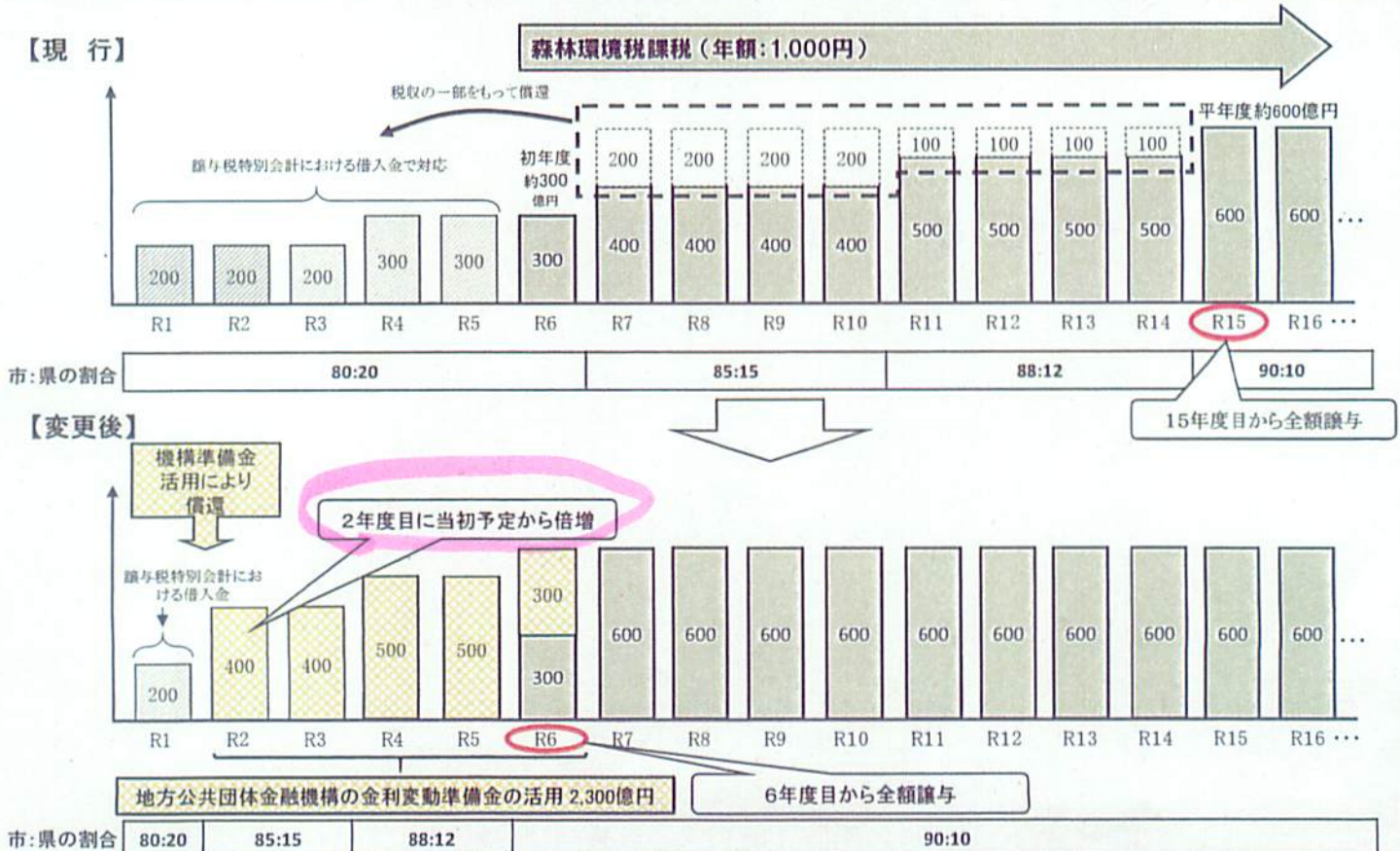
(参考) 森林環境税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35(2023)年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



(参考) 森林環境譲与税の増額 (案)

- 地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額することにより、森林整備などを一層推進



(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設[令和6年度から課税] (令和6年1月1日施行)

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率: 1,000円(年額) *6000円*

賦課徴収: 市町村(個人住民税と併せて実施)

国への払込み: 都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設[令和元年度から譲与] (平成31年4月1日施行)

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額(注1)

譲与団体: 市町村及び都道府県

使 途: (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準: (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、

540% 人口(3/10)で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

*270倍以内
670万ha*

(都道府県) 総額の1割(注2)に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

(注1) 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

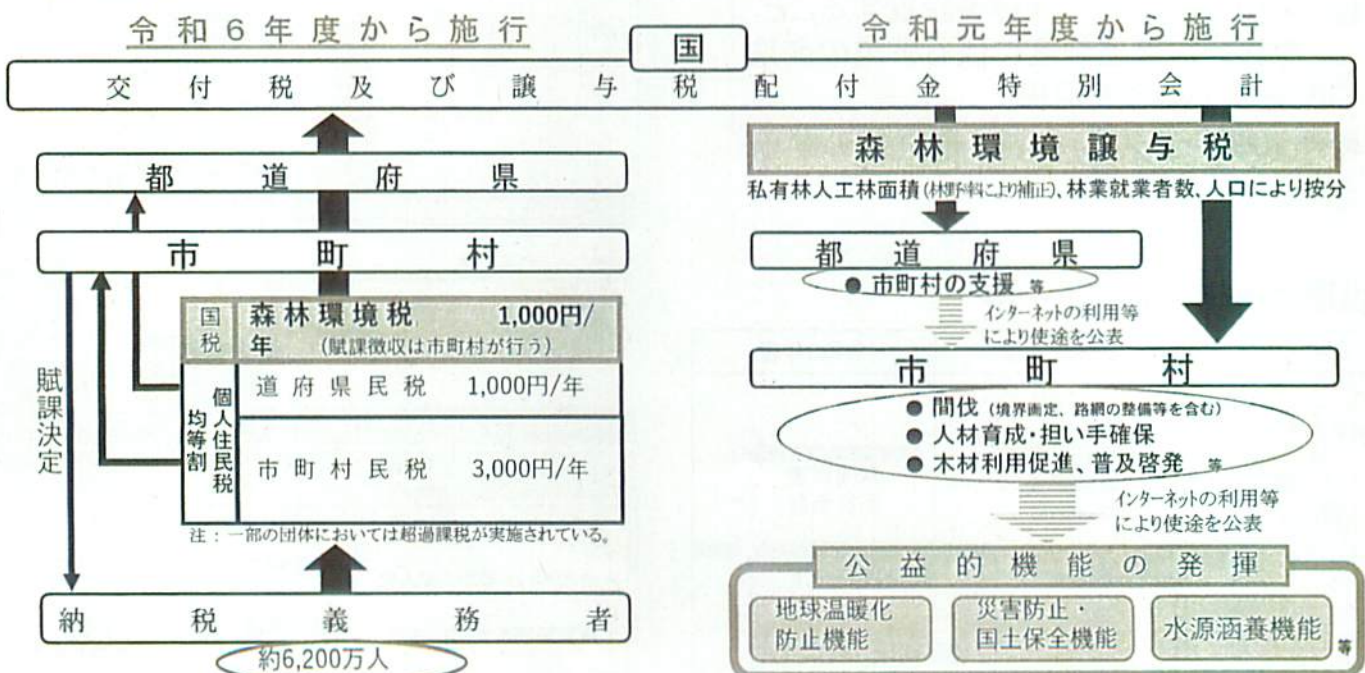
借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

(注2) 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

【制度設計イメージ】



市町村における取組事例

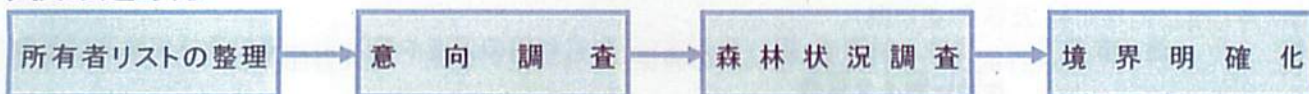
～ 高知県四万十市 ～

- 令和元年度は、**地籍調査実施済みの1地区**（約15ha、約30筆、約20人）、**地籍調査未実施の1地区**（約230ha、約170筆、約50人）を対象に意向調査を実施予定
- 意向調査実施地区の選定にあたっては、市の方針として**経営管理が行われていないおそれのある森林のうち、①境界が明確化されていない森林が多く所在する地域、②高齢化率が高い地域を優先的に実施**
- 令和2年度は、元年度の検証結果を踏まえて、**進め方を改善し、意向調査の対象地区数を2倍以上に増やすなど加速化**

□ 実施体制

- 意向調査及び準備業務（意向調査対象森林の現況調査等）は**森林組合に委託**。

□ 今後の進め方



改善①：境界明確化は、意向調査の結果を踏まえ対象森林を絞ってから実施する。

元年度は、森林状況調査及び境界明確化が終わった後、意向調査を実施しようとして進めていたが非効率だった。

改善②：意向調査前に事前説明会を実施する。

元年度は、地域の方々とも相談し、事前説明会を開催しないこととしたが、境界立会等を森林所有者に依頼した際に制度についての理解を得ることに手間がかかった。



16

地域で連携した取組事例

～ 徳島県 やましごと工房 ～

- 美馬市・つるぎ町と県の現地機関で設立した団体「**やましごと工房**」を通じて、意向調査に着手
- 今年度は、美馬市で約**1,000人**（約1,800ha）、つるぎ町で約**700人**（約1,500ha）を対象に順次実施し、今後も10～15年かけて計画的に実施

□ 実施体制

- 独立性のある新たな団体を設立することで、森林経営管理制度に係る事業の発注や配分に公平性を担保
- **専門スタッフ2名**により、市町村の業務を全般的にサポート

□ 市町村の業務をトータルサポート



□ 当面の実施スケジュール

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|----------|-----------|
| 森林経営管理方針の策定 | | |
| 意向調査回答集計 | 意向調査回答集計 | 意向調査回答集計 |
| | 集積計画策定 | 集積計画策定 |
| | | 配分計画・施業実施 |

やましごと工房の今後の展開

やましごと工房の将来像

- 令和4年度までに法人化
- 事業範囲を全国に拡大

事業展開の方向性

- 市町村の森林経営管理業務を全面的にサポート
- 森林管理業務から派生するベンチャービジネスの構築と支援

17

市町村における取組事例

～ 岡山県鏡野町 ～

- 町と森林組合が共同で8月に「鏡野町森林づくりセンター」を設置し、それぞれの職員と地域林政アドバイザーの4名で森林経営管理制度に対応
- 広報等で制度の周知を図ったほか、今年度は制度への取組方針*を策定し、モデル地区を選定、意向調査を実施する計画

□ 実施体制

- 所有者情報の整理や制度への取組方針*の策定をセンターで実施中
- 意向調査はセンターが直営で実施
- 森林資源量調査の外注を検討

* 意向調査対象森林の選定方法・優先順位など

□ 森林組合と共同で専門組織を設置



□ 当面の実施スケジュール予定

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------------|--------------------|----------------|
| 制度周知 | | |
| 取組方針決定 | 前年度の検証 全体調査計画策定 | 意向調査 |
| (モデル地区)意向調査、回答集計 | 意向調査 | 回答集計 施業実施検討 |
| | | 施業実施 |



市町村における取組事例

～ 広島県三次市 ～

- 広島県では市町ごとに、県や市町、森林組合等から構成される「地域調整会議」を設置し、意向調査実施箇所や役割分担について議論
- 三次市は、地域調整会議で議論し、航空レーザー測量のデータ解析等をもとに、林業経営に適した森林を特定し、優先的に意向調査を進める方針を作成
- 今年度は、森林経営計画が未策定の約135ha (約120人) について意向調査を実施

□ 実施体制

- 所有者情報のリスト化や意向調査対象区域の設定を森林組合等に委託
- 回答結果の分析、説明会は調整会議で連携しながら実施

□ 地域調整会議で意向調査箇所の選定



□ 当面の実施スケジュール

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|---------|-----------|
| 意向調査 | | |
| 結果分析 | 意向調査 | 意向調査 |
| | 集積計画の検討 | |
| | | 配分計画・施業実施 |



【静岡県森林組合連合会の取組】

- 単位森林組合が無く林業が盛んでない市町を中心に、昨年度から森林経営管理制度の周知や制度の活用方法の助言・提案等を実施
- 森林経営管理制度に取り組む予定の19市町のうち、**11市町の経営管理意向調査等**に取り組んでいる

□ 森林整備の実施に向けたフロー



□ 市町の実施体制の補完



地元説明会では県森連が大型の航空写真と公図を用意。スムーズな意見交換につなげた



行政と県森連が連携して個別相談を実施。森林所有者の制度に対する不安解消に努めた

【富士市の取組】

- 小規模で分割管理されている共有林や森林経営計画の周辺の森林を対象に、本年度**4地域(約200ha)**で**経営管理意向調査**を実施
- 意向調査を踏まえ集積計画の範囲を検討し、森林所有者への説明を経て、**本年度中に集積計画を策定**する

□ 森林経営計画周辺地域で意向調査を実施

- 林業経営体では森林経営計画の策定が困難だった地域を対象に経営管理意向調査を実施
- 市の信用力により森林を集積
- 結果、森林経営計画策定地域と**一体的な森林整備が可能**となった



□ アンケートの工夫点

- アンケートの設問数を絞り込み、回答しやすいように工夫
- また、アンケートのデザインを親しみやすいものとし、受け取った人の関心を引きやすいように工夫
- 結果、アンケートの回答率は**約6割**に達した



- 森林経営管理制度について、広報で特集を掲載するとともに、市HPでも情報提供するほか、5月以降、**市内全域で8回の説明会を開催(約200名が参加)**
- 説明会時のアンケートの中間集計結果では、回答者の約6割が市への経営管理の委託を希望
- 8月から**外部委託により意向調査を開始**(芸濃地域：約3,000ha、2,500人を対象)

□ 実施体制

- 市に林業関係の職務経験者や県林業技術職OBを配置し、体制を整備
- 説明会は広報等で通知し、各地域で開催
- 「**みえ森林経営管理支援センター***」が市町向け研修や巡回指導でサポート

*三重県森林協会内に設置

□ 説明会時のアンケートで所有者の意識を調査

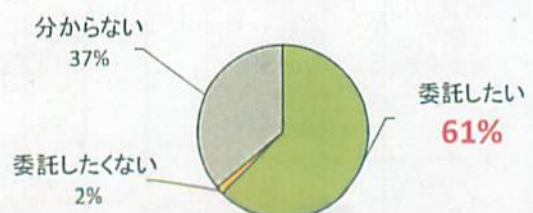


□ 当面の実施スケジュール

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------------|--------------|-------|
| 説明会 | | |
| 意向調査 | 意向調査 | 意向調査 |
| 現況調査、境界明確化 | | |
| | 集積計画、配分計画の策定 | |

説明会でのアンケート集計結果

Q.今後、市に経営管理を委託したいですか

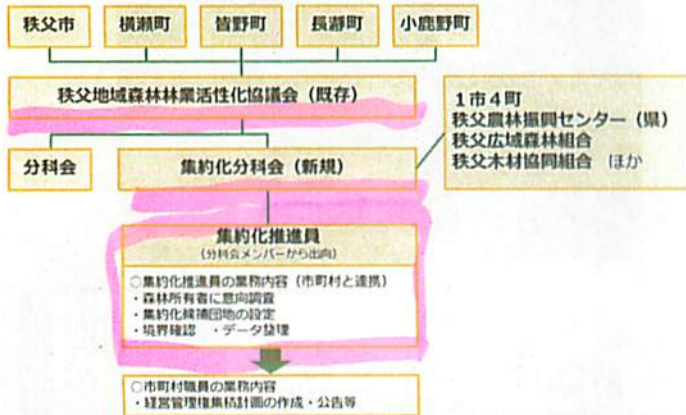


市町村における取組事例

～ 埼玉県秩父市 ～

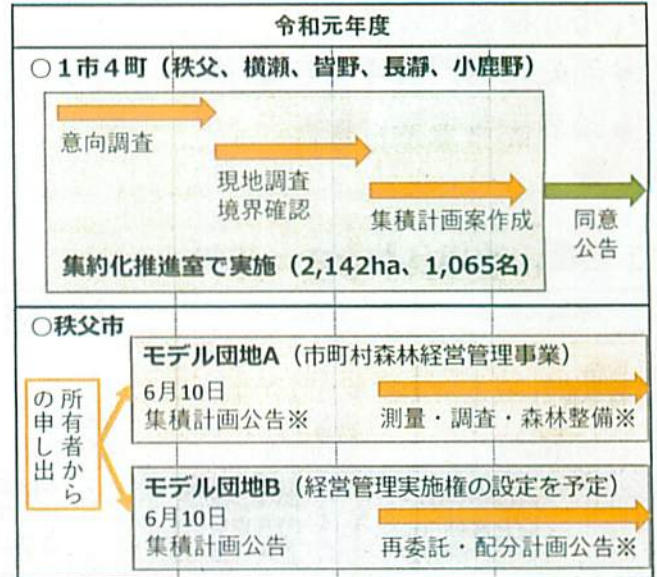
- 秩父地域1市4町の「秩父地域森林林業活性化協議会」内に「集約化推進室」を設置、2名の推進員が各市町と連携しながら、**9年間で意向調査や境界確認等を実施する計画**
- **本年度、意向調査（約2,142ha、1,065名）を実施**。6月には全国初となる経営管理権集積計画（2件、3.88ha）を公告し、経営管理権を取得しており、**年度内に、一件は民間事業者へ再委託、もう一件は市が自ら発注して実施する見込み**。

□ 実施体制（埼玉県秩父地域）



- 集約化推進室を設置（平成31年4月）
- 森林施業プランナーを推進員として2名配置

□ 意向調査と申し出に基づくモデル団地



※の各種ひな形を4町に提供し、令和2年度から1市4町で推進

10

市町村における取組事例

～ 新潟県糸魚川市 ～

- 昨年度、市内全域で地域の区長等を対象として、事前の調査を実施（回答率77%）
- 今年度は、事前調査において、特に**経営管理の委託に前向きな回答が多かった2地区40haを対象に意向調査を実施し、経営管理権集積計画の案の作成まで取り組む計画**
- **1地区につき、3年をかけて意向調査から経営管理権集積計画の作成、市町村森林経営管理事業の実施、民間事業者への再委託までを行う計画**

□ 実施体制

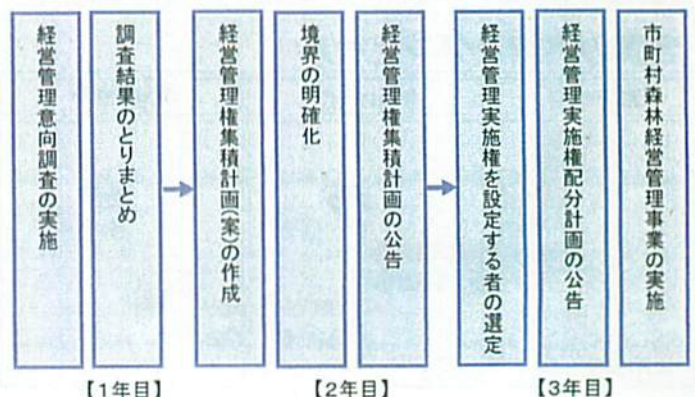
- 市、県地域振興局、森林組合で**毎月1回打合せ**を行い、役割分担、情報共有等を図る
- 説明会や意向調査票の発出等は直営
- 調査結果のとりまとめ等は委託を予定

□ 1地区3年計画による取組の展開

準備が整った地区から順次、意向調査を実施し、3年で民間事業者への再委託等まで複数の地区で同時並行的に進めていく計画

【糸魚川市における制度の進め方】

意向調査の実施準備の整った地区から、以下のような進め方を想定



□ 意向調査候補地現地確認、制度周知



11

市町村における取組事例

～ 秋田県大館市 ～

- 森林経営管理制度を周知するため、市の広報に制度を紹介するページを設けるほか、公民館単位で森林所有者向けの**座談会を開催**（計12回）
- 本年度は、**2地区419ha**で**意向調査**を開始し、次年度以降は毎年600haずつ計画的に実施していく計画

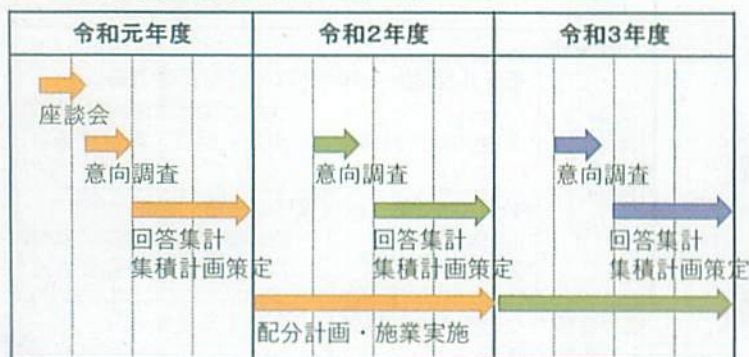
□ 実施体制

- 座談会や意向調査、集積計画策定等は、市が直営で実施
- 新たに**専門員4名を雇用**
- 境界画定業務は委託

□ 座談会の様子と広報誌の特集



□ 当面の実施スケジュール



8

市町村における取組事例

～ 茨城県常陸太田市 ～

- 森林経営管理制度や森林環境税・森林環境譲与税を周知するため、2ヶ月にかけて広報誌に特集を掲載するとともに、今後、**公民館単位（19地区）で説明会を開催**
- 今年度は、**モデル的に1地区で意向調査を実施**することとし、今後10年かけて、全地区で意向調査を行う計画
- 国や県、森林組合のほか、大学教授や植物園長、自伐林家等を会員とした**協議会を設立**し、制度の運用等について協議を実施
- 県の実施する**航空レーザー測量**（令和元年度）と市で実施する**森林資源解析**（令和2年度以降、既存の航空写真から解析）により、**市内の森林資源の現況を把握**

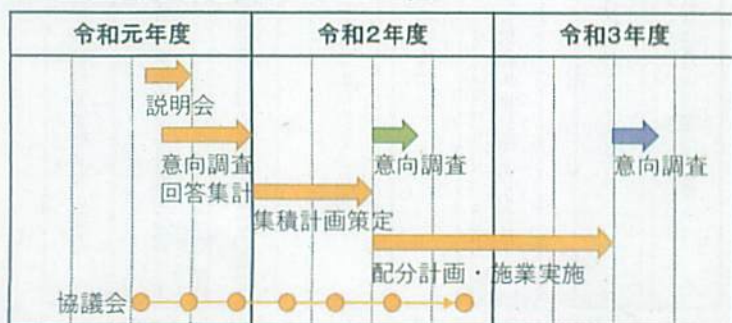
□ 実施体制

- 説明会は市と森林組合が共同で実施
- 意向調査・回答の集計等は森林組合等に委託
- 協議会は市の農政課が事務局を担当
- 新たに**林政係を設置**し、専門職員を1名雇用

□ 協議会や説明会の様子



□ 当面の実施スケジュール



□ 広報誌の制度の特集を掲載

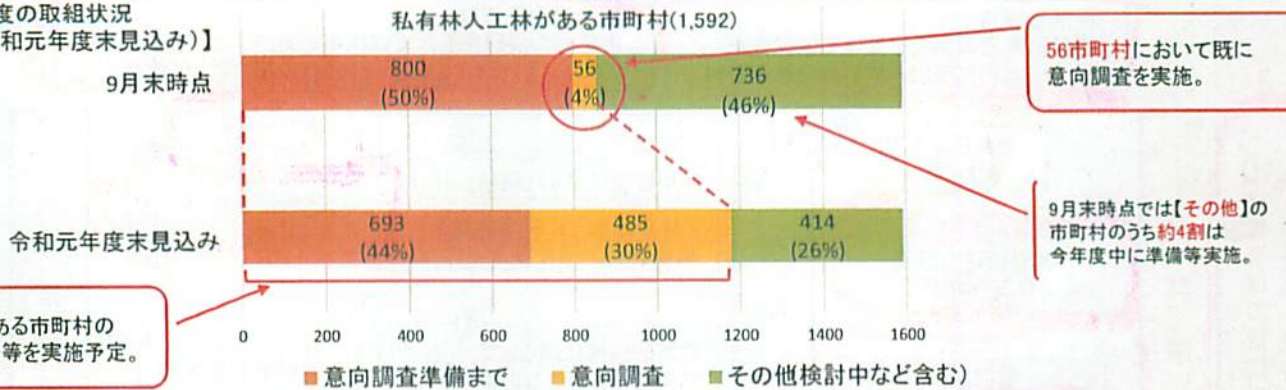


9

森林経営管理制度の取組状況 (R元. 9末時点)

- 意向調査については、令和元年9月末時点で56市町村が実施しており、今年度中に私有林人工林がある市町村の約3割が実施見込み。
- 意向調査の準備も含め、制度に係る取組は令和元年9月末時点で私有林人工林がある市町村の約5割が実施しており、今年度中に約7割が実施見込み。
- 意向調査の準備を経て、意向調査が本格化しつつある状況。

【森林経営管理制度の取組状況 (9月末時点・令和元年度末見込み)】



【意向調査実施状況(9月末時点)】

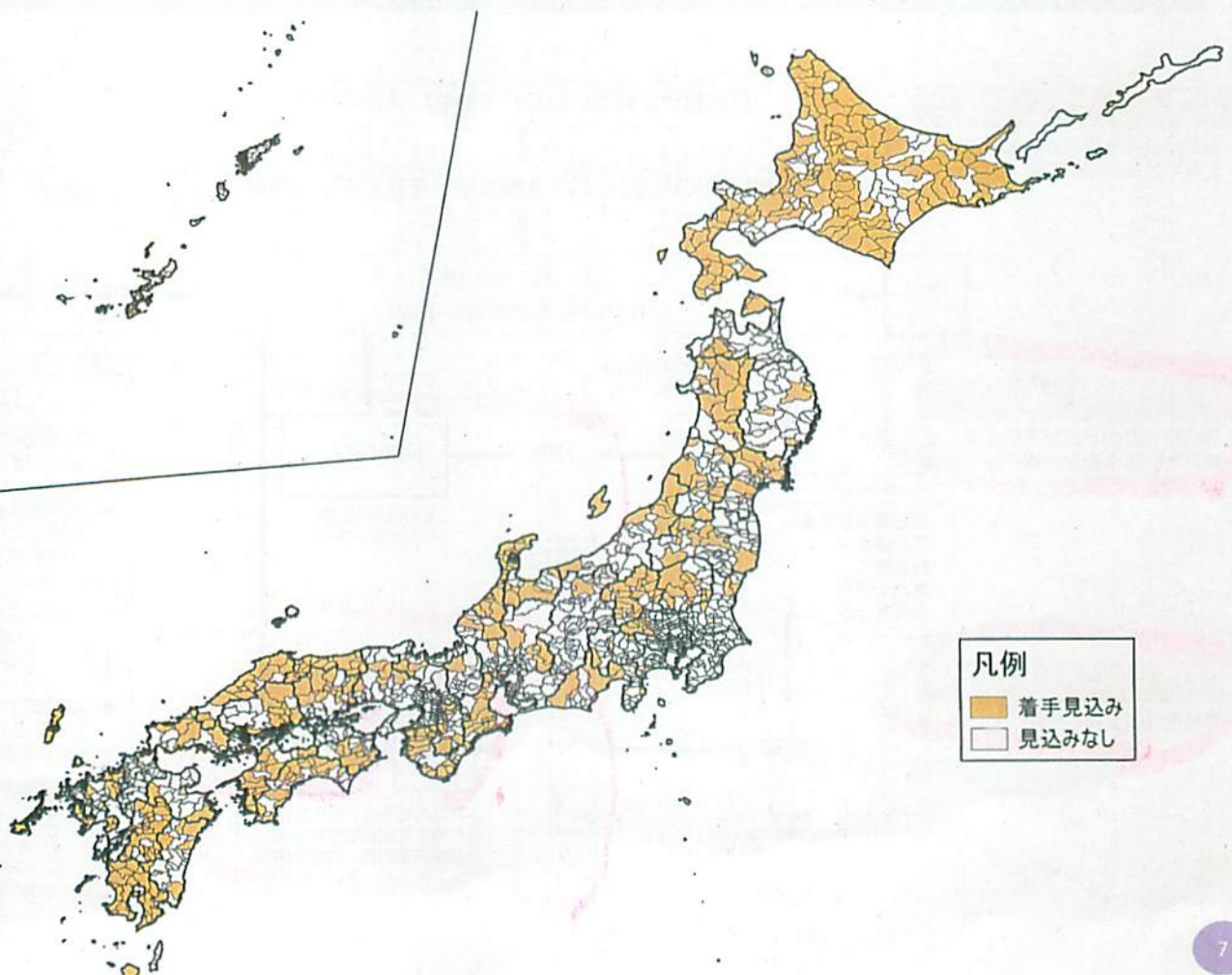
| 意向調査の実施面積等 | | | 9月末時点で回答のあった面積等 | | | 集積計画作成の意向のあった面積等 | | |
|------------|--------|---------|-----------------|--------|---------|------------------|--------|---------|
| 所有者数 (人) | 筆数 (筆) | 面積 (ha) | 所有者数 (人) | 筆数 (筆) | 面積 (ha) | 所有者数 (人) | 筆数 (筆) | 面積 (ha) |
| 19,143 | 87,107 | 34,061 | 3,982 | 8,564 | 4,539 | 1,765 | 4,204 | 2,651 |

回答のある森林所有者のうち約4割が市町村への委託を希望。(回答精査中の市町村含む)

【経営管理権集積計画策定状況(12月末時点)】

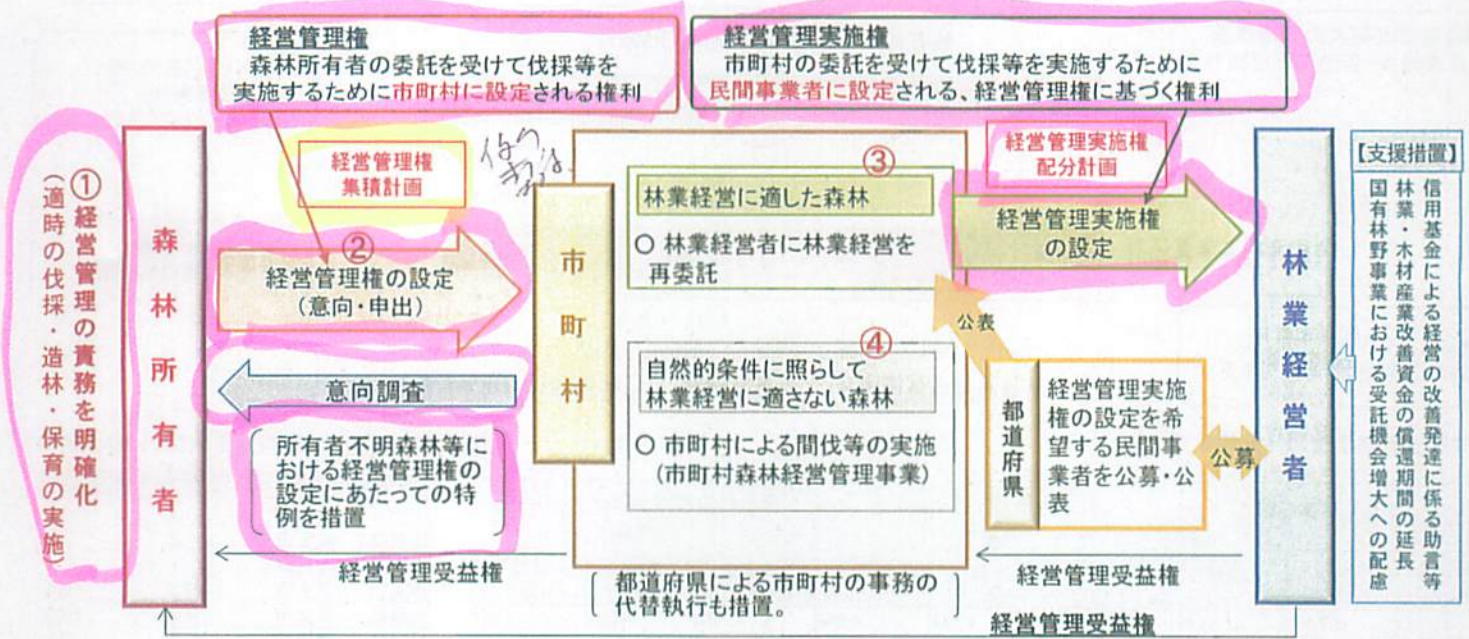
| 都道府県 | 市町村 | 件数(件) | 面積(ha) |
|------|-----|-------|--------|
| 秋田県 | 大館市 | 3 | 2 |
| 埼玉県 | 秩父市 | 2 | 4 |
| 石川県 | 志賀町 | 1 | 4 |
| 静岡県 | 富士市 | 92 | 54 |
| 兵庫県 | 養父市 | 40 | 123 |
| 兵庫県 | 朝来市 | 4 | 71 |
| 計 | | 142 | 257 |

今年度中に意向調査又は意向調査より先まで取組む予定

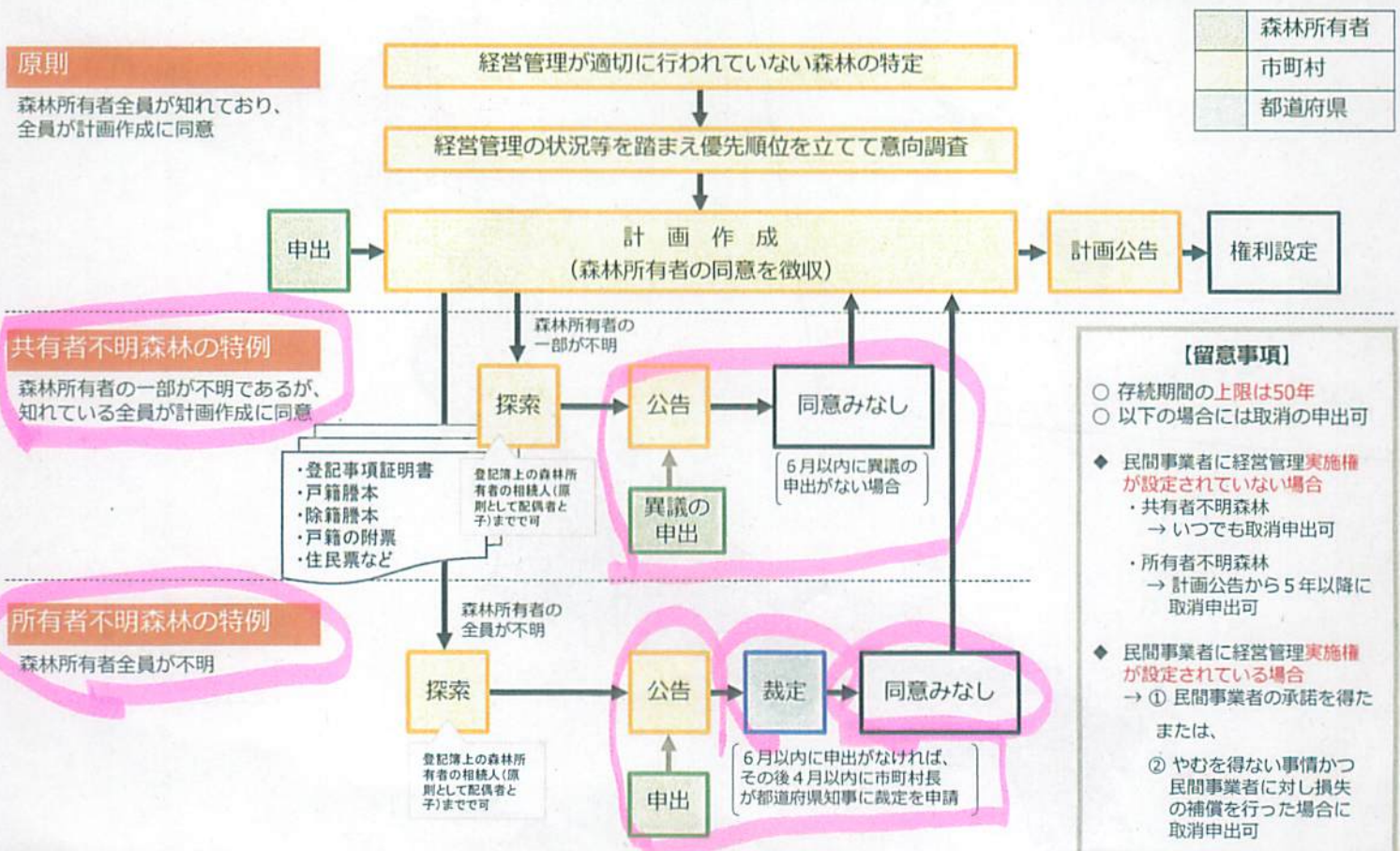


森林経営管理制度の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

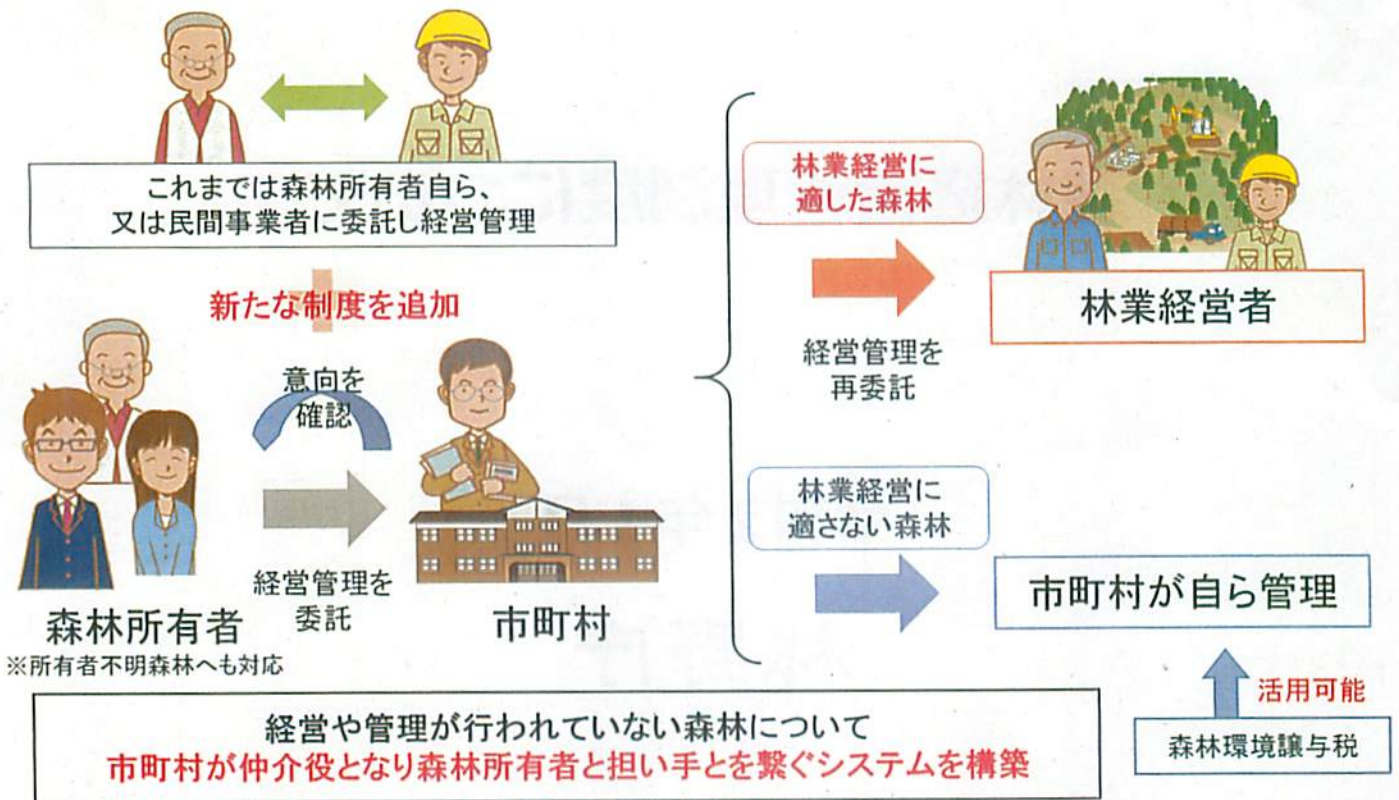


(参考) 所有者不明森林等に係る特例措置



森林経営管理制度（森林経営管理法）について

○ 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



森林経営管理制度等により期待される効果

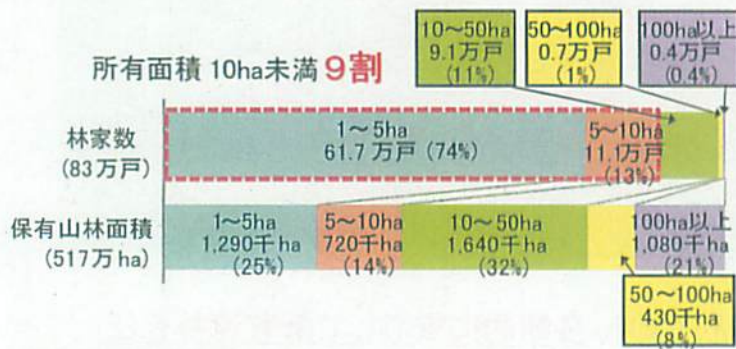
| | |
|---------------|---|
| 市町村 (地域全体) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 意向調査を通じた、<u>地域の森林の所有者情報等の把握・確認</u>。 ○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与</u>。 ○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が<u>経済ペースで活用され、地域経済の活性化に寄与</u>。 ○ 新たに森林整備に携わる人が増え、<u>定住人口の増加が期待</u>されるほか、森林(木材)を活用した<u>新たなビジネスチャンス</u>を創出。 |
| 森林所有者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる</u>。 ○ 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待</u>できる。 |
| 地域の 林業経営者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能</u>となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施</u>できる。 |

森林経営管理制度について

令和2年1月 林野庁

我が国の森林における課題

- 森林所有者の**所有規模**が小さい
(林家の保有山林面積)



資料: 農林水産省「2015年農林業センサス」
注: 林家とは保有森林面積が1ha以上の者。

- 森林所有者の4分の1は**地域に不在**
(不在村者保有の森林面積の割合)



資料: 農林水産省「農林業センサス」
国土交通省 (H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート)
注1: 不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2: 国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- **境界**が明確化されていない
(地籍調査の進捗状況)

| 宅地 | 農用地 | 林地 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|
| 55% | 74% | 45% | 52% |

資料: 国土交通省 (H31年4月調べ)

- **所有者が不明な森林**がある
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

| 宅地 | 農用地 | 林地 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|
| 19.3% | 19.0% | 28.2% | 22.2% |

資料: 国土交通省 (平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)
注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人 (土地所有者) の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。